

フッ化物洗口実施マニュアル

制定	平成18年10月	1日	保健福祉部長決裁	
改正	平成20年	7月	1日	子ども未来局長決裁
	平成24年	4月	1日	健康福祉子ども局長決裁
	平成24年	8月31日		健康づくり推進課長決裁
	平成26年	3月31日		健康福祉子ども局長決裁
	平成28年	4月	1日	健康づくり推進課長決裁
	平成29年12月20日			健康福祉局長決裁
	平成31年	3月14日		健康福祉局長決裁
	令和2年	3月19日		健康づくり推進課長決裁
	令和3年	4月	1日	健康づくり推進課長決裁
	令和5年	3月22日		健康福祉局長決裁

熊本市フッ化物洗口支援事業実施要綱第5条第3項に基づく フッ化物洗口実施マニュアル

1 対象児

年中又は年長の組（これらの組に相当する組を含む。）に在園するこどものうち、その保護者がフッ化物洗口の実施を希望する者とする。ただし、何らかの理由によりブクブクうがいのできない児については、フッ化物洗口液を浸した歯ブラシで歯みがきを行うことをすすめる。

2 技術的支援

技術的支援は、保育所、幼稚園、認定子ども園からの依頼により各区役所保健福祉部保健こども課（以下「保健こども課」という。）が行う。

3 事業担当者の役割

(1) 洗口の指導及び管理

洗口液の調製・保管等、日常のフッ化物洗口については、施設の担当者が中心となって実施する。

(2) 洗口剤の保管、管理及び洗口方法

園歯科医及び保健こども課の歯科医師・歯科衛生士の指導の下、施設の担当者が実施する。

①洗口剤は担当者が管理する。

②洗口剤は、鍵のかかる戸棚等こどもの手の届かないところに保管する。

③フッ化物洗口液（以下「洗口液」という）を調製するときは、その都度、フッ化物洗口剤出納簿（別紙1）に記入する。

④洗口液は、直射日光の当たらない保健室や職員室等で保管する。1週間保存した洗口液は廃棄する。

⑤施設での集団フッ化物洗口では、実施前に保護者の希望を確認する。

⑥フッ化物洗口を始める前に予め水道水を用いたブクブクうがいの練習を行う。決められた時間洗口し、飲み込まずに吐き出すことができるか、確認してから開始する。

4 実施方法

(1) 洗口剤と水道水を混ぜ合わせ、洗口液を調製する。

(2) フッ化物洗口の実施は、週5日法とし、月曜日から金曜日まで実施する。

(3) フッ化物洗口の実施手順は、以下のとおりとする。

①洗口液を調製し、コップに5 mL分注する。

合成樹脂製の容器、コップを使用する。ガラス容器は使用不可。

②全員に洗口液が行き渡ったら一斉に洗口液を口を含み、歯面全体に行き渡るように口を閉じ、頬を動かしながら1分間、ブクブクうがいをする。

③ブクブクうがいは、下を向いて行う。

④1分間が過ぎたら、洗口後の液はコップに吐き出す。

⑤吐き出した洗口液は洗い場に流し、コップは水洗いする。

⑥洗口後30分間は、うがいや飲食を避ける。

⑦コップは毎日、洗口用ボトルは週1回程度洗浄、消毒する。

(ア) 水による洗浄

(イ) 約0.02%の次亜塩素酸ナトリウム薬液に5分以上浸して消毒した後、よく水洗する。

(ウ) 水を切り、よく乾燥する。

5 保護者への健康教育

フッ化物洗口実施施設の保護者に対し、事前にフッ化物洗口の効果や方法等歯科保健に関する健康教育を実施する。

6 施設職員への研修

施設においてフッ化物洗口を担当する者に対して、フッ化物洗口についての正しい知識と技術を習得するため、事業開始前に研修を行い事業の円滑な推進を図る。

7 園歯科医との連携

実施にあたっては、園歯科医師との連携を前提とする。

